

地下の正倉院展 国宝 平城宮跡出土木簡 第Ⅲ期展示木簡

第Ⅰ期	一〇月一四日(土) — 一〇月二十九日(日)
第Ⅱ期	一〇月三二日(火) — 十一月二日(日)
第Ⅲ期	十一月四日(火) — 十一月二十六日(日)

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

下ツ道西側溝SD1900出土木簡

1 近江国から藤原京への通行証(レプリカ)

(一六・一七次、SD1900出土。『平城宮木簡二』一九二六号。

以下、宮二―一九二六のように略す)

(表) 関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□勝足石許田作人

(裏) 同伊刀古麻呂 大宅女右二人 左京小治町大初上笠阿曾弥安戸人右二
送行 乎我都 鹿毛牡馬 歳七 里長尾治都留伎

長さ六五六mm・幅三六mm・厚さ一〇mm ○一型式

過所(パスポート)として用いられた木簡。「関々の司の前に解す」は、「各関所のお役人に申し上げます」の意で、解という上申文書の書式を用いているのは、この木簡の書き手が里長だったからである。「某前」という表現は、七世紀の文書木簡によく見られる書き方で、「某前白」(某の前に白す)と続くことが多いため、一般に前白木簡と呼ばれる。この木簡では、「某前」という古い書式を踏襲する一方、「白」の替わりに「解」を用いており、七〇一年の大宝令の施行によって定められた新しい書式を意識した、新旧融合した書き方と言ってよいだろう。既に地方の里長レベルまで、新しい大宝令の書式が行き渡っているのである。さて、このパスポートを持って旅をしたのは、裏面に書かれた

伊刀古麻呂と大宅女の二人。彼らは左京小治町の大初(位)上笠阿曾弥(朝臣)安を戸主とする戸の人だった。この木簡が出土したのは、宮造営によって埋められた平城宮跡内に位置する下ツ道西側溝SD1900であるから、左京小治町は、平城京の一つ前の都、藤原京の地名と考えられる。藤原京には、他にも固有名詞で呼ばれる地名が知られる一方、平城京にはそうした事例が皆無であることから、この点は裏付けられる。したがって、この木簡は、大宝律令が施行された七〇一年から、平城京に遷都した七一〇年までの時期のものであることが明らかになる。彼らの旅の目的は、表面の記載が明らかにする。「近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□〔伎カ〕勝足石許田作人」は、伊刀古麻呂

と大宅女についての説明で、近江国蒲生郡阿伎里（今の滋賀県近江八幡市および竜王町付近）の大初位上阿伎勝足石のもとで田の耕作にあたったことがわかる。この木簡の書き手の里長尾治都留伎は、近江国蒲生郡阿伎里の里長とみられるから、彼らの旅の行程は、近江国での耕作を終えて藤原京に戻るものだったとみるのが自然であろう。裏面冒頭の「同」をウジ名と姓「阿伎勝」の繰り返しを避けるための表記とみれば（「田作人」の意味に解するの不可能ではないが）、伊刀古麻呂と大宅女は、現在藤原京に居住しているけれども、元々は近江国蒲生郡阿伎里出身だったと考えられる。藤原京の住人が、地方に生活基盤を残していることを物語る事例といえよう。あるいは、本貫地はまだ近江国に残したままだったのかも知れない。

彼らには同行者がいた。彼らを都まで送り届ける「乎我都」という名の人が一緒に、また七歳になる鹿毛の牡馬を連れていた（鹿毛は馬の毛色の一つで、茶褐色の毛色をいう。なお、「送行乎我都」を「我が都に送り行る」と読む説もある）。

過所については養老公式令に書式の規定があるが（過所式条）、大宝令における規定の全貌はわからない。ただ、便宜竹や木を用いることが認められていて『令集解』公式令天子神璽条古記）、この木簡はその実例の一つとみることができる（他に、伊場遺跡出土第一〇八号木簡など）。

こののちまもなく過所に国印を捺すことが義務づけられ（『続日本紀』靈龜元年「七一五」五月辛巳朔条、及び『令集解』公式令天子神璽条古記）、過所は実質的に紙を用いるように変わった。養老令の規定によると、過所には移動理由、通過する関所、目的地、旅行者の情報（百姓の場合は本貫地と姓名・年齢）、同行する奴・婢の名、携行品、馬牛の頭数と特徴、それに過所の発行年月日、発行者の許可などを記すことになっていた。また、百姓が過所を申請するときは、郡司、ついで国司の審査を経て発給することになっており、里長を発給主体とする¹はかなり簡略な手続きによって作成され、また内容も通過する関所を一括して「関々」と呼んだり、日付けを省いたりするなど略式である。

2 「大野里」からの米の荷札

（二六・一七次、SD1900出土。宮二一九二八）

大野里五百木部己波米五斗

長さ二二二mm・幅三六mm・厚さ六mm ○三二型式

米五斗の荷札。大野里は『和名抄』に各地に見えるが、藤原宮跡出土木簡から七世紀の「倭国所布評大野里」（奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』）の存在が知られるのが注目される。倭国所布評は後に添上・添下両郡に分かれた添（層富）県（今の大野里）の奈良県奈良市および大和郡山市付近）とみられ、『和名抄』には添上郡・添下郡いずれにも大野郷は見えないが、これは平城京造営に伴って消滅した集落と考えれば説明が付く。

過所木簡やこの大野里の荷札が出土した下ツ道西側溝SD1900からは、「五十戸家」あるいは「五十家」と書かれた墨書土器も出土している。「五十戸家」は五十戸一里制の実施と関係し、五十戸一里と表現して「里家」をあらわしている。したがってこの土器は里家、すなわち郡家に対して里長が行政実務を担当した場所で使用されていたものだろう。大野里の里家は、のちに平城宮となったこの地に所在したのだろうか。この木簡に見える米も、里家に収められた物品の可能性が考えられるだろう。

一緒に出土した木簡や遺物を総合的に考えていくと、個々の資料だけではわからない歴史の事実が浮かび上がってくる好例。

(二六・一七次、SD1900出土。宮二一九三二)

高田寺□□

□□□□□□□□

長さ(二三九)mm・幅(九)mm・厚さ七mm ○八一型式

〔家使太稻カ〕

冒頭に「高田寺」と記されているのが読み取れるが、裁断されており文字は右半分しか残らず、全体の文意は取りがたい。5のように縦に割り裂かれた木簡は、**籓木**（**糞**べラ、古代のトイレツトペーパー）として転用された可能性が指摘されている。下端には穿孔が施されており、元は同種の他の木簡とまとめて紐などで束ねられていたのかもしれない。

ここで『続日本紀』を紐解くと、天平宝字七年（七六三）十月丁酉（二八日）条に、**高田毗登足人**が高田寺の僧を殺害した罪により獄に下され、また祖父・高田新家が壬申の乱の際の功績により与えられ、その後は子孫に伝えられていた封戸を没収されたとの記事がある。この高田寺については、新家が湯沐令（美濃国〔今の岐阜県南部〕）に置かれた大海人皇子（**天武天皇**）の所領の管理を掌る官職）であったことから美濃国内の所在とする説もあるが、大和国十市郡（今の奈良県桜井市付近）にある白鳳時代の瓦が出土する寺跡に比定する説や、今の奈良県大和郡山市高田町付近に所在したと推定する説などが有力である。仮に**5**の「高田寺」がこれと同一の寺院を指しているなら、出土地点にもっとも近い大和郡山市高田町説を支持する一証左となるかもしれない。

なお、『七大寺巡礼私記』によれば唐招提寺講堂の本尊はもと高田寺から移した仏像とのことであり、高田寺が平安時代後半にはすでに衰退していたことが推察される。

内裏東大溝SD2700出土木簡

26 木工寮から宮内省へ(?)宛てられた文書木簡

(二二次、SD2700出土。宮二二〇九七)

木工寮解

□□ 申請□

「木工寮」〔解カ〕
□□□□□□□□

長さ(一一五)mm・幅四九mm・厚さ五mm ○一九型式

木工寮が発した解文の正文（**案文**〔**控**えの**文書**〕に対する正式な文書）とみられる文書木簡。木工寮は宮内省の被管で、土木建築関係の事務を掌る官司。和訓は「こたくみのつかさ」。「解」は公式令に定められる文書様式の一つで、下位の官司から上位の官司に宛てる上申文書のこと。宛先は記されないが、木工寮からの解は宮内省に宛てられたものと見なすが穏当だろう。SD2700出土木簡には宮内省関連の資料が多く含まれ、**26**もその一つとなる。

やや文字がかすれているが、中央右よりの一行目が、本来の木工寮解文としての文章である。比較的よく残る「請」や「寮」の字を見れば、楷書に近い謹直な文字で記されていることがわかる。また、この行の一番下の文字が途中で切れていることから、下端は二次的に切断されたとみられる。左上隅付近から書き始められた墨色の濃い二行目は、切断後に右行の文字を見ながらなされた習書（練習）であろう。それにしても、この二行目の文字はいかにも稚拙で、滑稽な雰囲気を醸し出す。四文字目は「□〔解カ〕」としたがバランスが悪く、また偏・旁とも画が整わない。あるいは左右に並ぶ別の二文字とみるべきかもしれない。また、その下の二文字には、「秦」か「奈」を書こうとしながら正確な字画が思い出せず難儀しているような風情が漂う。

一般に「習書」というと、漢字ドリルのような字の練習を想起

しがちである。だが、実際には落書きや手遊び、あるいは清書前の筆慣らしなどと考えられるものも多く含まれる。また、いわゆる練習とみられる場合でも、単語単位や文章単位で書かれたものもあり、一文字単位のものでも非常に美しく字画が整い、上級者がさらなる技術の向上を目指して書写したとみられるものなど、多様性に富む。そのような中で、26の二行目の習書は、ほとんど文字を知らない初学者が右側の一行目を見ながら懸命に筆記したような、まさに「練習中」との印象を与える。微笑ましくはあるが、大笑いしては失礼だろう。

27 舎人に関わる(?) 木簡の断片

(二二次、SD2700出土。宮二―二二〇七)

(表) 更加舎 □

(裏) 尅人

長さ(五二)mm・幅(二八)mm・厚さ二mm ○一九型式

墨痕は黒々と明瞭なものの、断片のため表裏あわせて五文字を残すのみで(表面末尾の墨痕は、文字でない可能性が高いか)、詳細はわからない。ただし、表面三文字目に「舎」とあり、裏面は人数の記載だから、舎人(天皇や皇族などに近侍し、警備や雑用などに従事する下級役人)に関わるものと推察される。「更加」とあるから、何らかの施設に舎人を増員したということかもしれない。SD2700出土であることから、すぐ西側に位置する内裏で働く内舎人(中務省に所属し天皇に仕える舎人)の増員を指示している可能性も考えられよう。

裏面一文字目の「尅」は、大字と呼ばれるもの。大字とは画数の多い漢数字で、尅・弍・参・肆・伍・陸・柒・捌・玖・拾、佰、仟、萬…と書く。書き間違いや改ざんを防ぐために公文書でよく用いられ、今でも「尅萬圓」などと書く場合があるが、木

簡で使われるのはやや珍しい。なお「尅」は、積文上ではこの字体で表記するのが慣例だが、古代では一般に「壹」の字体で記される。同様に「弍」も、古代には「貳」と書かれる場合が多い。さらに「参」は、数字(大字)として用いる際は下部の「彡」が「三」となる。また、「柒」は「漆」の異体字だが、数字(大字)として用いる場合はほぼ例外なく「七」を含む「柒」の字体が採られる(「ウルシ」の意で用いる場合は「漆」と「柒」の字体が混用されるが、「漆」の字体が採られる場合は、わずかな例外を除き「ウルシ」を指すとみてよい)。

28 厚めの材に端正な文字を記す木簡

(二二次、SD2700出土。宮二―二二一〇)

方川原盗

長さ(二〇九)mm・幅(二二)mm・厚さ六mm ○八一型式

片面の上半に四文字のみ記す木簡。二次的に割られたとみられ、文字は右端が一部欠けているが、釈読には支障ない。木簡の文字としては非常に端正と言え、方川原盗」と、文意はさっぱりわからない。

文字の割り付けの具合からは、元は少なくとも現状の一・五倍ほどの幅があったとみられる。また、厚さは六mmと、やや厚めの部類に入ると言える。縦に割り裂かれた木簡は、籀木(糞ペラ、古代のトイレットペーパー)に転用された可能性が指摘されるが、断面が一二mm×六mm、比率二対一の長方形となる28は、仮に籀木だとしたら、果たして使い勝手は良かったのか悪かったのか…そういうえば、上端部分は表面から斜めにカットされている。ひよっとしたら、これもお尻を拭いやすくなるための二次的な加工かもしれない。

29 人夫が飯を食べ尽くして苦しんでいる状況を訴えた木簡

(二一次、SD2700出土。宮二―二二二)

(表) □ 辛苦之間人夫持少々糧皆食

〔伍〕 □ □ □ □ □ 〔苦〕 □ 状

伍斛伍斗如数進所 〔注カ〕

(裏)

〔強強盜〕

見十六半

麦廿半

未成四半

〔盜盜盜盜〕

長さ(二四〇)㎜・幅(三〇)㎜・厚さ四㎜ ○八一型式

裏面の麦の数量を記した部分が本来のもので、その後、表裏に習書が加えられている。裏面の「強盜」は律にも見える罪名。表面の「辛苦之間」云々は、徵發された人夫がその糧を食べ尽くしたことを述べているとみられる。諸国の役夫(上京し、都でさまざまな仕事を担う人々)や運脚(調庸などの貢進物を都に運ぶ民)が糧食の欠乏に苦しんだことは『続日本紀』にもみえる(和銅五年〔七一二〕十月乙丑〔二九日〕条など)。「伍斛伍斗」云々も同筆であるが、内容面でのつながりがあるかどうかは不明。なお、この木簡には年紀は記されないが、出土層位からは天平勝宝(天平宝字年間〔七四九―七六五〕頃のものと考えられる)。

30 丹波国からの小麦の荷札

(二一次、SD2700出土。宮二―二二二)

丹波国何鹿郡高津郷交易小麦五斗

長さ二四一㎜・幅二八㎜・厚さ五㎜ ○三二型式

丹波国何鹿郡高津郷(今の京都府綾部市高津町および福知山市観音寺・興付近)からの小麦の荷札。小麦の荷札は珍しく、他には長屋王邸で検出した井戸SE5140から出土した阿波国(今の徳島県)からの荷札など、数点があるのみである。丹波国からの荷札は米に付けられたものが圧倒的に多く、他の物品としては(=干物、『平城京木簡一』四三八号)や曼椒油(「曼椒」はイヌザンショウで、古語では「いたちはじかみ」または「ほそき」という。『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五、二二頁上段)が目につく程度である。なお、上記二点はいずれも長屋王家木簡で、同じく長屋王家木簡に含まれる「丹波国胡麻油二斗□」と記された削屑(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二八、二九頁上段)も、あるいは荷札に由来するかもしれない。また、30の小麦は交易(物品購入)によって入手したと記されているが、上述の腊の荷札にも同じく「交易」の文字が見える。

30の文字は、独特のクセがあり味わい深い。郷名の「高津」はどこで文字が切れるかも判然とせず、地名を知らなければ読みがたいだろう。特に「津」の字は個性的である(ただし、古代の「津」は今の活字と異なり右下に点を打つ字体のものが多く、それを目印に判読できる場合もある。30の字も、右下の点はしっかりと打っている)。また、「郷」の字は偏だけが左下に向かって大胆に伸びている。たぐさんの荷札を作るなかで、何度も繰り返し書いてきたにちがいない地名は、サラサラと(若干雑に?)書きつけてしまうのだろう。一方で「小麦」は、30のなかでは一番整った書きぶりと言える。上述のように小麦の荷札は少ないから、あまり慣れない文字は丁寧に書きつけたということであろうか。材もよく観察すると、記載面もそれほど平滑には整えられておらず、左右両辺にも刀子(小刀)などで削り整える際に刃が食い込んだ跡のような凹凸が見られる。個性的な風貌の荷札である。

(二)一次、SD2700出土。宮二―二八三

阿波国那賀郡中男海藻六斤 和射

長さ二四二mm・幅二五mm・厚さ五mm ○三二型式

阿波国那賀郡(今の徳島県南部)からのワカメの荷札。「中男」(今の規定では一七〜二〇歳の男子)の記載から、中男作物(中男の集団労働で調達した物品を納める税目)の荷札とわかる。末尾の「和射」は地名で、『和名類聚抄』には和射郷が見える。今の海陽町付近)、このワカメが産地指定のブランド品だったことを示す。和射は、『播磨国風土記』の美囊郡志深里(今の兵庫県三木市志染町付近)の地名由来説話に、履中天皇が立ち寄りシジミを食した地としてみえる「阿波国和那散」にあたる。また、阿波国風土記の逸文にも「奈佐浦」としてみえる。

ワカメは広く沿海諸国から納められているが、31のように産地が明記される荷札の例が複数見られる。実例としては、31と同じ阿波国の板野郡(今の徳島県東北部)からの荷札で末尾に「牟屋海(今の鳴門市の沿海部)」と記されたもの(宮一―四〇三)のほか、下総国海上郡(今の千葉県旭市付近)の「酢水浦」(比定地未詳)からの荷札(宮一―四〇〇)、長門国豊浦郡(今の山口県西端部)からの荷札で「都濃嶋所出」と記されるもの(宮一―四〇一)、都濃嶋は今の下関市角島)、常陸国那賀郡(今の茨城県北半に位置する、那珂川流域の一带)からの荷札で「酒烈埼所生」と記されるもの(宮一―四〇二)、酒烈埼は今の那珂湊市の沿海部)などが挙げられる。なお、これらはすべて、時に「荷札のデパート」とも称されるゴミ捨て土坑SK820からの出土である。

他にも、因幡国気多郡からの荷札で「水前(みずさき)または「みさき」と記されるもの、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四、二九頁上段)や、伯耆国河村郡からの荷札で「屈賀前」と記されるもの(「水前」「屈賀」とも、今の鳥取県鳥取市の旧青谷町夏泊付近と想定される)などがある。

(二)一次、SD2700出土。宮二―二九二

(裏)

(表)新木 戸主小長谷部男足戸口

丸部諸背二斗一升

天平寶字四年

長さ(二三)mm・幅二五mm・厚さ五mm ○三九型式

下部を欠損するものの、上端付近に切り込みがあり、内容面からも荷札と考えられる。冒頭の「新木」は、あるいは参河国額田郡新城郷(額田郡は今の愛知県岡崎市を中心とする一帯だが、新城郷は比定地未詳)のことか。裏面の天平寶字四年は七六〇年。表面には貢納量が「二斗一升」と記されるが、半端な量であり、また他に二斗一升で納められた荷札の例がなく、品目の特定は難しい。

貢納者は丸部諸背だが、彼の戸主(古代戸籍の単位「戸」の筆頭者。他の一般構成員は「戸口」と呼ばれる)は小長谷部男足とあり、姓が異なる。なぜであろうか。

これには複数の理由が想定できるが、一つの可能性として、丸部諸背が寄口であったと推定することもできよう。寄口とは、戸籍などに戸主との続柄が記されない戸口のこと、同姓の場合もある。古代の戸籍は徴兵や租税の徴収を滞りなく行うための台帳であり、そのためには、それぞれの戸や里の人数や人員構成比率などが(なるべく)均一であることが求められる。そのため、戸は必ずしも現実の生活形態に即したのではなく、人数調整などの手が加えられることもあったとされる。丸部諸背は、あるいは小長谷部男足とは別個の家を持ちながら、戸籍上でのみ便宜的に同一の戸として登録されていたのかもしれない。

一方、寄口については、一族の没落など何らかの事情で有力者に従属し労働力として奉仕するようになった人々、と解釈する見解もある。ちなみに、古代の戸籍には奴婢(賤身分の人々。「奴」

丹後国からの荷札の断片

(二)次、SD2700出土。宮二―二二〇五)

が男性で「婢」が女性)なども登録されていた。古代戸籍の「戸」は今の家族に近いものと説明されることが多いが、とりわけ少人数化・核家族化が進む現在の家族と比べればかなり大きな単位で、また前述のようにあくまで戸籍上で人為的に作り上げられたまとまりであった可能性もあり、必ずしも正確な比喩とは言えない面もある。

丹後国竹野郡鳥取郷鳥

長さ(二三三)mm・幅二七mm・厚さ四mm ○三九型式

丹後国竹野郡鳥取郷(今の京都府京丹後市の、旧弥栄町域付近)からの荷札の断片。下部を欠損し、貢進者名や品目はわからないが、最後の文字が「鳥」なので、貢進者の姓は郷名と同じ「鳥取」(または「鳥取部」)の可能性が高い。

丹後国竹野郡からの荷札は米のものが多く、他の物品としては中男作物(中男〔令の規定では一七〜二〇歳の男子〕の集団労働により物品を調達する税目)として納められたワカメ(宮四―四六六六)や、藤原宮跡出土で七世紀のものだが、贄として納められたフナの荷札(『藤原宮木簡二』五四六号)などが目につく程度である。丹後一國でもこの傾向は変わらないが、比較的珍しい物品として「鮮鮭」(干物としての干し具合、あるいは塩の振り具合が甘い、比較的生に近いサケのことか)の荷札が三点ほど存する(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三五頁上段など)。うち二点は与謝郡(今の京都府宮津市や与謝郡与謝野町を中心とする地域)からの荷札で、残り一点は不明)。確証はないが、以上の傾向からは、**33**も米の荷札であった可能性が高いと言えよう。一方、丹後国の米の荷札は造酒司で出土したのも多く、「酒米」または「赤米」などと明記され酒米として貢納されたものも認め

34 備前国からの醬の荷札3

(二)次、SD2700出土。宮二―二二〇八)

られる。ただし、酒米(や赤米)の荷札は出土が造酒司近辺に著しく偏る傾向があり、SD2700出土の**33**は米の荷札としても春米(白米)や庸米のものとみるのが穏当だろう。上端は扁平でなく、わざわざ山形に整えられているが、それにしても左肩下がりで何とも不恰好。それに呼応するように切り込みの位置も左側の方が低く、紐は斜めに掛かることになる。すると、「丹」の一番上の横画に、果たして紐は重なるかどうか……かなり微妙なところで、一度試してみたい気持ちになる。

(表)備前国邑久郡尾郷紫

〔奴カ〕

醬

(裏)五斗 五年二月十九日

〔小足カ〕

長さ(一九一)mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三三型式

備前国邑久郡尾郷(今の岡山県瀬戸内市付近)からの醬の荷札。年紀は「五年」とのみ書かれるが、出土層位からみて天平勝宝五年(七五三)または天平宝字五年(七六一)のいずれかであろう。尾郷は『和名類聚抄』にみえる尾沼郷と考えられる。醬は醬油に似た調味料で、塩分が醬油より濃いものらしい。醬は平城京でも生産されており、その原料を記した木簡も見つかっている(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、一五頁)。そこでは、大豆六石四斗に対し、同量の六石四斗の塩、一割の六斗四升の麴、一斗二升の酒が原料として上がっており、『延喜式』での醬の製法と比べて、塩がかなり多いなど、原料比率に大きな違いが見える。なお、備前国から年料の醬を貢進することは『延喜式』にはみえない。

35 紀伊国からの荷札の断片2

(二二次、SD2700出土。宮二―三二一)

SD2700からは、備前国邑久郡尾奴郷から送られた醬の木簡が三点出土している。大きさ・形状はほぼ同じで、いずれも同筆とみられる(他二点はI期展示15・II期展示24)。24と34は日付も同じであるが、不思議なことに記載には若干の違いが見られる。近年の研究では、①同文・同筆・同材の荷札木簡が複数出土することがあり、②形状(型式)は異なる場合もあるが、③おそらくは一つの荷物に付けられており、④荷物の外側と内側に付けられていた可能性が高い、という指摘がある。またこうした事例のうち、駿河国(今の静岡県東部の、伊豆半島を除く地域)のカツオの場合は、若干記載内容の異なる二点が一組で用いられたことも明らかになっている。ただし、この備前国邑久郡の醬の荷札の場合、記載内容のばらつき方が、担当者らしき署名の有無、容積の有無、品目の違いなどが含まれていて独特であり、一つの荷物に複数の荷札が添付された例とみてよいか問題が残る。

(表)紀伊国安諦郡 [酢カ]
(裏)天平寶 []

長さ(一四五)mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三九型式

紀伊国安諦郡(今の和歌山県有田市・湯浅町・広川町・有田川町付近。平安時代初期に平城天皇の諱である安殿と音が通じるため、在田郡に改称したといわれる)からの荷札とみられる断片。上端付近に切り込みを有する。下部は、表面から刃物を入れたのちに折り取られているようである。

『平城宮木簡二』では、それ以前に同郡幡陀郷(今の有田市城内)からの調塩の荷札が見つかったこともあり(宮一―三二二

五)、表面最後の文字を「幡カ」としていた。しかし、保存処理後の再積読の結果、旁は「乍」または「尔」であり「幡」とは読みがたいことがわかった。旁を「乍」とみると、偏は「酉」とみて矛盾はないから、「酢」と読めることになる。その場合、『和名類聚抄』では在田(安諦)郡に須佐郷(今の有田市内)がみえるから、この郷名の異字表記の可能性もある。ただし、地名表記に「酢」字を用いる例はほとんどなく、物品としての「スシ」を指しているとみる方が穏当だろう。国は異なるが、「阿波国」麻殖郡酢年魚四斗(『平城京木簡一』四四四号、麻殖郡は今の吉野川市を中心とする徳島県内陸部)の事例が参考になる。

裏面の「天平寶」の「」は、下に文字が続くことが確実なことを示す記号。墨痕は残らないものの、「字」が続いて年号「天平寶字」と書かれていたとみてまず間違いないためである。天平宝字元年は七五七年、天平宝字九年(七六五)正月に改元されて天平神護元年となる。

大膳職推定地出土木簡

48 常食の支給を請求する文書木簡

(五次、SK219出土。宮一―三)

(表)請常食朝夕并三斗

[右 齊カ]

(裏)為 [] [] [] [] 受如件副飯給送 [] []

長さ(二〇八)mm・幅二七mm・厚さ三mm ○一九型式

朝夕(「朝」は午前、「夕」は午後の意)の「常食」を請求する内容の文書木簡。常食は、役人に支給される給食のこと。

『令集解』職員令大炊寮条には、諸司に対して月に一度支給

する食料（月糧）とは別に、毎日の朝夕の「常食」が支給されるとの説がみえる（朱説）。

ただし、大炊寮（宮内省の被管）は主として米や雑穀を掌る官司なので、ここで言う常食は基本的に米（または炊いた飯）などである。一方、48の裏面には「副飯」（＝飯に副えて）という文言が見え、48で請求しているのはおかずや調味料の類と推察される（品目は記されないが、量は「三斗」と明記される）。正倉院文書には、塩・ナス・油・醬（醤油や味噌の原形とされる調味料、34解説も参照）・小豆などに対して「常食料」と注記する例が見られる（『大日本古文書（編年）』一五卷三七八頁など）。

諸司の食膳を担当する官司としては、もう一つ、同じく宮内省被管の大膳職がある。大膳職は諸国から調として納められる各種の食材を管理し、また種々の調味料や果物・餅類の製造なども行うとされ、食品・食材の類を幅広く管轄している。48で請求されているのが飯以外の品目であれば、それは大膳職の管轄下にあった可能性が高いであろう。したがって、48はSK219の所在地を大膳職と推定する有力な根拠となる。

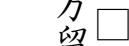
なお、SK219からは他にもう一点、「常食朝夕」と記した木簡が出土している（宮一七）。

49 万葉仮名で「アマルトモ」と記した木簡

（五次、SK219出土。宮一六）

（表）阿万留止毛宇乎弥可々多

（裏）



長さ一七一mm・幅（二四）mm・厚さ二mm ○八一型式

薄い破片状の木簡だが、両面に墨書されている。表面はすべて万葉仮名で書かれており、「アマルトモウラミカカタ」と読める。

50 表裏に国名や人名などを記す木簡

（五次、SK219出土。宮一一三）

前後を欠き、文意は不明だが、「弥可」を「厩」（＝大甕）とすれば、「魚甕かた」になり、全体は「余るとも魚甕かた」となるか。「アマルトモ／ウラミカカタ：…」と区切れるとすると、歌の一部の可能性がある。万葉仮名を使うことによっては、日本語の語順のままに書き記すことができている。

近年、歌を木簡に書くことについて、単に歌の練習書きではなく、典礼に用いるなどの一定の目的、用途および形式（材の大きさや字配りなど）があった可能性が指摘されている。この木簡の場合は薄い破片しかのこらず、推定される字配りからもその典型には該当しないが、万葉仮名で歌を書くことを考える上で、さまざまな可能性を含む木簡だろう。

（表）肥前国目正八位上矢

〔田部カ〕

（裏）筑前国

〔連カ〕

筑前目 従八位上矢 田部

長さ（一四〇）mm・幅一三mm・厚さ五mm ○一九型式

表裏両面に国名や人名を記す木簡だが、用途はよくわからない。下半は材が朽ちて痩せているが、あるいは元々下端を尖らせる加工が施されていたのかもしれない。

表面の肥前国は、今の佐賀県と長崎県にあたる。その下の「目」は「さかん」と読み、国司（中央から諸国に派遣される役人）の第四等官を指す。裏面の上端付近は、元は「筑前」（今の福岡県北部）「目」と記されていたものを、重書により「豊前国」（今の大分県北部）と訂正しているようである。表裏両面とも、下半に記される人名は矢田部某のようだが、名の部分は読み取れない。な

お、位階は表面が正八位上、裏面が従八位上であるから、同姓であつても別人であろう。

文字は比較的読みやすいものの、どことなくアンバランスで、あまり文字に慣れていない人がなるべく丁寧な、一生懸命に記したような秀逸な漂わせる。表面の「国」は、よく見ると国構えの中が「手」のようになっている。古代の「国」は「國」の字体で記されることが多く、「国」の場合も中の部分は一点少ない「王」で書かれ、この部分が「玉」となる例はまずない。それにしても、「王」の縦画が下に突き抜けてしまっているあたりにも、書き手の技量の低さが見て取れる。

51 ウニの付札

(五次、SK219出土。宮一―一六)

棘甲羸

長さ八三mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

たった三文字だけ記された小型の木簡。「棘甲羸」は難しい字だが、ウニを意味する(『延喜式』などでは「棘甲羸」と表記される。また、万葉仮名で「宇尔」と書かれることもある)。切り込みは内角がほぼ直角のきれいな二等辺三角形で、左右の位置もびたりと揃う。上端には左右の角を落とす加工が施され、文字もまずまず整っており、全体的に丁寧な仕上がりと言える。簡略な記載からしても、おそらくは贄(天皇用の食材)として貢納されたウニの保管用の付札とみられる。同じく贄の付札と考えられる木簡には下端を尖らせたものも多いが(Ⅰ期展示40・57、Ⅱ期展示47など)、51は切り込みがあることから、ここに紐を掛けてウニを入れた壺や籠などに結わえつけられたのだろう。なお、Ⅱ期展示84の「紫菜」(ムラサキノリ)の付札は、上端付近の切り込みと下端の尖り加工をあわせ持つ○三三型式となっている。

ウニの付札はあまり出土しておらず、長屋王家木簡中に数点確

認される(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七、二二頁下段。また同二七、二二頁下) 以外はほとんど見あたらない。荷札は、二条大路木簡中に「棘甲羸壺」^{わかき}と記された阿波国(今の徳島県)からのもの(同二一、三九頁上段)と、「御贄宇尔」と記された若狭国(今の福井県南部)からのもの(同二二、三四頁下段)が各一点存する。『延喜式』では、ウニは主計寮諸国調条に記載があるが実際の諸国の調の品目にはみえず、他には大嘗祭式由加物条に阿波国の献上物として挙がるのみである。また、変わり種としては「棘甲羸交作鮑」(宮七―一九七七)や「宇尔并作鰻」(『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一、三四頁下段)などと記された付札があり、ウニを和えたアワビを指すと考えられる。

52 「馬」を習書した木簡

(五次、SK219出土。宮一―一七)

(表) □馬馬馬馬馬

(裏)

長さ(一四一)mm・幅(二三)mm・厚さ二mm ○八一型式

習書(練習)木簡。表面には「馬」の字ばかり書かれている。現状では五文字が確認できるが、四周すべて欠損し、また上端付近の表面がやや腐食した箇所にも何らかの文字があつたとみられることから、本来はもつとたくさん「馬」が書かれていた可能性がある。もちろん、別の字が書かれていた可能性も考えられるだろう。裏面にも墨書があるとみられるが、傷みが著しく、釈読は難しい。

ところで、五つの「馬」字はすべて現状では右に寄り、かつ右端が若干欠けている。すると、今のところ一応すべて「馬」と判断しているが、本来は右側の欠損部に旁がある馬偏の文字であつたとみることが不可能ではないだろう。現に、言偏の文字ばか

長女柏冊把

長さ一一一mm・幅一六mm・厚さ三mm ○五一型式

長女柏ながめがしの付札。四〇把の長女柏を、さらにひとまとまりに括った束に付けた木簡と考えられる。『延喜式』では、柏五〇枚で

りを書き連ねた習書木簡というものもある(宮四―四六八八)。この木簡は、裏面にそれぞれ異なる言偏の文字が計一一も記されており、しかも明らかに偏と旁のバランスが悪い文字が認められることから、先に言偏だけを書いておき、そこに連想ゲームよろしく旁を当てはめていった可能性が指摘されている。もしこの想定が正しければ、五文字目の「言十牛」や八文字目の「言十斗」は普通使われない字で、いわばお手付きである。ひよつとしたら、五文字目は「許」または「誅」の書き損じだろうか。

もちろん確証はないものの、もし52の筆記もこのような連想ゲームとしたら興味深い。木簡に見える馬偏の文字としては「駉(驛)」「駿」「驅」「馱」「駮」「駮」「駮」などがあるが、他にはどうであろうか。一般に「習書」というと漢字ドリルのような(とりわけ初学者の、一文字単位の)字の練習をイメージしがちであるが、練習の場合も単語単位であったり文章単位であったり、そうではなく落書きやゲームの類とみられるものもあり、あるいは清書前の筆慣らしのようなものもあつたりと、きわめてバラエティに富んでいる。習書は、あえて言えば「文字を書くことそのものを目的とする筆記」とでも定義できるであろうか。

なお、木簡に書かれた文字を調べるには、奈文研ホームページで公開している「木簡データベース」が便利である。また、宮四―四六八八の文字も、同データベースで検索いただければ画像が閲覧できる。

(五次、SK219出土。宮一―二四)

一把、五〇把で一俵の例がある(主計寮式年料別貢雑物条の丹波国の記載)。

長女柏の詳細は不明。『延喜式』には、柏・干柏・覆盆柏・三津野柏・長女柏・巻柏が、柏としてみえる。巻柏は薬品である。柏・干柏・覆盆柏は食器類とともに登場し、干柏に果物を盛りつけるという規定も見られる。植物の葉を食器とする事例は『万葉集』にもみえ、旅先で椎の葉を、宴席で蓮の葉を用いているものなどがある(巻二―一四二、巻十六―三八三七)。長屋王家木簡で片岡司から進上された蓮の葉も、宴席の食器用だったと考えられている(『平城京木簡一』一七六号)。『延喜式』の規定で食器と並んで柏が記載されるのは神事に関連する場面が多いが、平安時代に日常的な食器、あるいは宴席用の食器として用いられていたのかは不明である。

一方、三津野柏・長女柏は、大嘗祭の際にのみ記載され、造酒司が用意すべき物品としてあげられている。柏は大膳職にもあつたと考えられ、単に食器としての柏ではなく、酒と何らかの関係があつた柏で、あるいは「酒柏」に關係する可能性も想定できよう。また、大嘗祭関連の規定で、午日条には「造酒司人別に柏を給う。すなわち酒を受けて飲む。」とあることから類推すると、飲酒器の可能性がある。

一方、一日あたり酒四斗(今の約一斗八升、三二・四〇)に対して、三津野柏八把・長女柏一六把、合わせて二四把が用意される。飲酒器と考えるには、数が多すぎるようにも思われる。造酒司が用意すべき土器類は相当数に上る。土器類には、飲酒器の他、貯蔵用等の土器も含まれている。あるいはこうした土器などの器に蓋のようにして用いた、または下に敷いて用いつつ飲酒器としても用いた、というような可能性も考えられるかもしれない。

内裏北外郭官衙出土木簡

62 民部省が薪を進上する文書木簡

(一三次、SK820出土。宮一―四四)

民部省 進薪壹伯荷

〔右依カ〕
□□□□

長さ(三四六)㎜・幅(三八)㎜・厚さ六㎜ ○一九型式

民部省が薪一〇〇荷を進上した木簡。上端のみ原形を留める。欠けた部分に薪を進上した事由や命令を伝達した者の名などが記されていたのであろう。

雑令によると、毎年正月十五日にその年の燃料として百官が薪を進上する(同令文武官人条)。この献上の儀式を御薪という。規定では、一位は十担、三位以上は八担、四位は六担、五位は四担、初位以上は二担、無位は一担を納めるとみえ、一担の量については令文に「長七尺、以甘株為一担」とある。二〇株を一担のひとまとまりとして数えたということである。62の薪の助数詞は「荷」であるが、同令集解令釈逸文に「神龜五年格云、外五位進薪、以三荷為限。」とあることから、一担＝一荷とみてよい。〔平城宮発掘調査報告ⅩⅦ〕。民部省の定員は卿(正四位下)一人、大輔(正五位下)一人、少輔(従五位下)一人、大丞(正六位上)一人、少丞(従六位上)二人、大録(正七位上)一人、少録(正八位上)三人、史生一〇人、省掌二人、使部六〇人、直丁四人である(養老官員令、同職員令)。直丁を除くと、四位が二人、五位が二人、初位以上が七人、無位が七二人でちょうど一〇〇荷となり、偶然かもしれないが、この木簡の数量と一致する。

なお、出土遺構のSK820は、天平十九年(七四七)頃のあたる時期にゴミ捨て土坑として使用され、短期間のうちに埋め戻されたという。奈良時代半ばあたりの民部省卿・輔の官位は、天平九年(七三七)の卿藤原房前の正三位や同十九年の大輔橋奈良麻

63

内膳司が薦を請求する内容の文書木簡

(一三次、SK820出土。宮一―四七)

内膳司請年料薦卅二枚薦卅二枚

長さ一八九㎜・幅二四㎜・厚さ三㎜ ○一型式

内膳司が年料としての薦を請求する内容の文書木簡。四周とも削り整えられ、原形を保っていると思われる。

内膳司は宮内省の被管で、天皇の食膳を担当する官司。通常、官司の長官(カミ)は一人だが、内膳司のみは長官が二人で、しかも「カミ」「司」の長官には「正」の字をあてる)ではなく、職掌そのものを意味する「奉膳」と称される。また、奉膳は高橋・安曇の二氏から一名ずつ任命されることになっていた。これは両氏が大王家の食膳を掌るという律令制以前からの伝統に由来するもので、両氏以外の者が長官に就く場合は、他司と同様「正」と称するとされていた(『続日本紀』神護景雲二年〔七六八〕二月癸巳〔十八日〕条)。

薦は粗く織ったむしろ。本来はマコモを原料とするが、のちに藁も用いられた。年料は一年分の支給定量、およびそれに基づいて支給される物品そのものをいう。十世紀成立の『延喜式』には、内膳司の年料の薦は「十六枚」と規定されており、うち八枚が大炊殿の殿上に張る料、残り八枚が御膳所を翳す料に充てられる(内膳司式年料条)。「卅」は三〇のことであり(古代には

64 尾張国からの塩の荷札

「十」「廿」「卅」「卅」と書く。五〇になると諦めて「五十」と書く）、63では年料として薦三二枚を請求していることとなる。あるいは八世紀には年料が二倍であったのだろうか。
 なお、釈文に付した「々」の記号は、釈文を表記する場合に見せ消ちされていることを示す記号。見せ消ちは、記号・丸囲み・線引きなどにより元の文字が見える状態で抹消を示すこと。本人が見えないように抹消したつもりでも、読めってしまう場合はその文字を表示した上で左傍にこの記号を付ける。つまり63は、文章全体に上から墨線を引いて見せ消ちしていることになる。「薦卅二枚」が重複していることが抹消の理由かもしれない。

(一三次、SK820出土。宮一―三二八)

65 アワビの付札2

郷長の署名をもつことから郷段階での木簡作成を窺わせる。「和尔部」は木簡や文献に、和邇部、和仁部、和珥部、丸部、丸尔部、丸邇部、委尔部、鱷部などと表記される。ワニ部氏は全国に分布しているが、尾張国智多郡にはとくに濃密に分布している様子が木簡からみてとれる(宮一―三一九・三二〇・四三三、同二―二一八九、同三―二八九七、『平城宮発掘調査出土木簡概報』一二、一〇頁上段、同一九、二〇頁下段、同二二、二〇頁上段、『藤原宮木簡二』六五五号)。天平六年度(七三四)尾張国正税帳にみえる智多郡の少領は和尔部臣若麻呂であり、また、尾張国山田郡(今の愛知県西北部)には式内社、和邇良神社(現在地不詳)がある。

(一三次、SK820出土。宮一―四七三)

〔富カ〕
 (表) □□具郷野間里和尔部臣牟良御調塩
 (裏) □□元年十月十九日郷長和尔部安倍
 〔平カ〕

長さ(二三九)mm・幅二八mm・厚さ三mm ○五九型式

調塩の荷札。富具郷野間里は尾張国智多郡に属し、今の愛知県美浜町野間にあたる。上部は折れて欠損するが、左右と下端は原形。表面欠損部分には国郡名が書かれていたのだろう。裏面の年号は天平元年(七二九)であり、「天」字の上に表面下の「調塩」から続く数量(調塩は三斗での貢納が通例)が書かれていたと推測される。

天平元年は郷里制下(靈龜三年「養老元年、七一七」から天平十二年「七四〇」頃まで)であり、郷一里と記載される64の書式もこれに当てはまる。注目されるのは裏面の郷長の署名である。荷札木簡の作成段階を郡レベルとする通説的な見解に対し、64は

〔卅烈カ〕
 御取鮑□□

長さ一六五mm・幅一八mm・厚さ四mm ○三三型式

御取鮑の付札とみられる木簡。「卅烈」の部分は赤外線装置で観察してもかすかに墨痕が確認できるのみで、かなり墨が薄くなっている。

65の木簡の使用方法については、物品名のみ記されているので、ラベルの役割をした狭義の付札とみるのが一般的だった。一方、現在では志摩国の贅の木簡は通常の荷札より簡略な記載であるとして、都まで運搬する貢納物に付けられた荷札とみる見解もある。I期展示57も同類例であるが、贅の木簡にふさわしい整った書体といえる。

御取鮑は、志摩・隠岐・阿波・筑前・肥前・豊後の各国から調として、志摩御厨が御贄旬料として、大宰府が御贄年料として貢進すると規定されていた(延喜主計寮式、同内膳司式)。木簡

には三十烈や五十烈といった数量、もしくは斤といった重さの単位とともに記され、その形状は、アワビの身を薄く剥いで乾燥させ、短冊に切り、数枚を重ね合わせて一端を細縄で結んだものという。この一セットが一烈にあたると思われる。

造酒司出土木簡

74 伊賀国からの米の荷札1

(二三次北、SD3035出土。宮二―二二六七)

安拝郡服織郷俵

長さ二〇八mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○三三型式

75 伊賀国からの米の荷札2

(二三次北、SD3035出土。宮二―二二六八)

安拝郡服織郷俵

長さ一九八mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三三型式

ともに伊賀国阿拝郡服織郷(今の三重県伊賀市の、旧上野市服部付近)からの荷札。単に「俵」としか書かれていないが、米俵であろう。造酒司からの出土であることを考えれば、酒米かもしれない。同文であるばかりでなく文字もよく似ているが、74は上端付近に切り込みを有する○三三型式、75は上端付近の切り込みに加えて下端を尖らせる○三三型式と、形状は異なる。

このような、同文異型でペアとなる荷札は他にも例がある。これらについては、単一の荷物にセットで添付され、一方は梱包された荷物の外側に付けられ(Ⅱ外札)荷物の到着時に確認を兼ねて抜き取られるのに対し、他方は荷物とともに内側に梱包され(Ⅱ

中札)開梱後に内容物のデータを確認できるようにしたもの、と解する説もある。これに従えば、74・75の場合ともに切り込みを持つが、下端を尖らせた75が中札で、一方の74が外札となるだろう。ただし、74・75は貢進者の個人名などを記しておらず、それぞれ別個の俵に付けられていた可能性も残る。

ところで、75をよくよく眺めてみると、「服織」のみ他とは筆が異なるように見えてこないだろうか。ただし、書き手が別人というよりは、筆記に用いた筆(または墨)が別物のような、つまりは記載のタイミングが異なるように思われるのである。

もしそうであれば、先に郷名以外を書いた札を用意し、米俵に付ける際に余白にその部分だけ追記する、といったプロセスが想像される。すると、荷造りがなされたのは諸郷の納入品が集積される郡レベルの役所であり、そこで各郷の荷札が一括して作製・添付されたことまで推察できるかもしれない。

以上を念頭に置いた上で、改めて74をじっくり見つめると、こちらは逆に「服織」だけ若干墨が濃いような……いやいや、思い込みによる錯覚だろうか。ぜひ実物で、真否をお確かめいただきたい。なお、もう帰宅してしまったという方でも、奈文研ホームページの「木簡データベース」で検索していただければ、74・75ともに画像の閲覧が可能である。

76 年号のある甕の付札

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三二)

(表)三石七斗二升

(裏)神龟元年十一月十九日

長さ一八九mm・幅二九mm・厚さ六mm ○三三型式

表面に容量が、裏面に年紀が記されている。容量の三石七斗二升は、今の約一石六斗七升、三〇一ℓにあたる。I期展示68と同

じく、**甕**(Ⅱ大甕)の付札か。中身が何かは書かれていないが、酒、水、あるいは米などの可能性が考えられる。水と明記するものがあることから(Ⅱ期展示**73**・宮二―二三二四)、明記のないこの付札は、酒甕のものである可能性が高いか。
年紀の神亀元年(七二四)十一月十九日は、聖武天皇の大嘗祭の開催日の四日前にあたる。おそらくは、大嘗祭の準備に関わる木簡であろう。

77 「謹」字をつづけて書いた習書木簡

(二二次北、S D 3 0 3 5 出土。宮二―二三八七)

(表) 謹謹謹謹謹謹謹
(裏) 謹謹謹謹謹謹謹

長さ(二〇〇)mm・幅(一九)mm・厚さ三mm ○八一型式

勢いのある筆致で文字が書き連ねられている習書木簡。習書は一般に文字の練習とされるが、単語単位や文章単位で記されるもののほか、手遊びや落書、あるいは清書前の筆ならしとみられるものなど、多様性に富む。

77の文字は、表裏ともすべて「謹」とみられる。下端・右辺が欠損しているため、本来はもっとたくさん書かれていた可能性もある。「謹」は「謹解申」「謹啓」といった具合に文書や書状で頻繁に使用されるため、書き手は特にこの字を選んだのであろう。

なお、習書木簡に書かれた文字をカウントすると、第一位は「大」、第二位は「人」、第三位は「道」で、以下「天」「月」「部」「為」「有」「十」「日」「国」…と続く。やはり使用頻度の高い文字が習書される傾向が認められる。また、「道」は之繞の字の代表という意味や、「為」はさまざまな画をバランスよく含むという理由で好まれたのかもしれない。

土坑SK1979出土木簡

90 釘に関わる(?) 木簡

(一八次、SK1979出土。宮二―一九三三)

(表) 十二隻
(裏) 三月

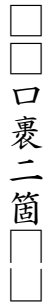
長さ(二四一)mm・幅六三mm・厚さ六mm ○八一型式

「隻」を単位とする物品に関わる木簡。出土遺構SK1979からは釘の付札が出土しており(92など)、「隻」という助数詞も考え合わせると、**90**も釘の数量を記した木簡か。釘のほかに隻を助数詞とする物品は金具類、錐、針、金工品、鹿角、矢、鉄鎧などがあり、また魚類、槽、船なども隻で数える。

裏面の「三月」は表面の文字と筆致が異なる。釈読した文字のほかに、いくつか墨痕が見えるが、削り取られており読めない。削りと記載のタイミングとしては、表面は削って新しい面を出した後、削り取られ、裏面の文字は書いた後に削られているので(「三月」も左辺が削り取られている)、当初の内容を残しているものと思われる。

古代の釘は複数種類あったことが出土遺物や文献から確認される。SK1979からは、ほかに打合釘(92)、平目釘(94)、後打合釘(95)と書かれた木簡が出土している。そのほかにも呉釘、蟹目釘、鴈釘などが正倉院文書にみえる(『大日本古文書(編年)』五卷六一・六四・一九七頁など)。

(一八次、SK1979出土。宮二―一九三五)



長さ(一四七)mm・幅二五mm・厚さ四mm ○八一型式

上部を欠損する。物品付札の断片か。「裏」は、「裏」に似ているが別字で「包む」の意。異体字「裏」で書かれている。すると、「口」で数えられる何らかの物品の包みが二つ、ということであろうか。SK1979出土木簡は釘に関わる内容のものが多く、釘は通常「隻」で数えられるため、包まれているのは釘そのものではない可能性が高い。あるいは、釘の生産に用いる何らかの工具類などの包みであろうか。

現在と比べて、古代社会では助数詞やものの数え方のバリエーションが多彩であった。今期展示したものを例にとっても、例えば63では薦を「枚」で数えているが、53では同じく「枚」などで数えるであろう柏の葉がいくらか(五〇枚か)集まった単位として「把」が使われている。65ではアワビを「烈」で数えているが、これはこのアワビが御取鮑(65解説参照)だからで、熨斗アワビ(アワビを干して桂剥きにしたもの)であれば「編」や「条」が単位となる。なお、アワビの付札の中には、そのものズバリ「貝」で数えたものもあり、これはそのアワビが生きていた時の姿に近い状態(殻付きなど)であるためと推察される。

一方、91に見える「箇」は、今では「個」とほぼ同義でありふれたものであるが、助数詞としてはあまり使われない(「六箇国」「二箇月」といった用例がほとんどである)。なお、現在もっとも普遍的に使われる助数詞「個」も、木簡など古代の史料で見かけることはほとんどない。「古」という単位があり、音が同じことからあるいはこれが「個」に通じる可能性もあるが、こちらは一般に「籠」(かご)の音はやはり「コ」の意味と考えられている。

(一八次、SK1979出土。宮二―一九三六)



長さ八七mm・幅一七mm・厚さ五mm ○三三型式

打合釘の付札。「打合釘」とは、両端を尖らせた釘のこと。板と板とを継ぎ合わせる際に用いる。現在ではこのような釘を「相釘」(「合釘」とも)と呼び、また藤原宮木簡に「打相釘」との表記が見える(『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』一一、一頁下段)ことから、「打合」は「うちあい」と読んだとみられる。正倉院文書や延喜木工寮式には、一寸五分(約四・五cm)から一尺(約三〇cm)まで、さまざまな規格の打合釘が見える。平城宮跡では、他に第一次大極殿などを含む中央区の東側を南流する基幹排水路SD3715から、古釘六隻を再利用して五寸の打合釘五一隻を作ったことを記した木簡が出土している(宮七―一九一四)。

(一八次、SK1979出土。宮二―一九三七)



○九一型式

「雲形」や「塚打」に関わる木簡の削屑。「塚」の上の墨痕は合点(何らかの意味でチェックを入れたことを意味する記号)の可能性があり、そうであればもとは帳簿状の木簡であったか。木簡の特性の一つに、文字面を刀子(小刀)で削り取れば、厚さの許す限り何度でも再利用できるという点がある。この時に削り取ら

「平目釘」に関わる木簡の削屑

(一八次、SK1979出土。宮二一九三九)

平目釘一千六百



○九一型式

「平目釘」の数量が記された削屑。削屑については、93の解説参照。

「平目釘」は他に見えず、未詳。「平」ではじまる名称の釘としては、正倉院文書に「平頭釘」が散見し、木簡に「平釘」が見える(宮二二〇六〇、『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四、二七頁下段)。延喜木工寮式によれば「平釘」には頭があり、両者は同種の釘を指すとみて差し支えない。平目釘も、あるいは同種の釘を指すか。ただし、「頭」と「目」が意味的に通じるかはや

れた断片を、削屑と呼ぶ。個々の文字情報は少ないが出土点数は多く、束になれば優品一点に負けない威力をもつ。「国宝 平城宮跡出土木簡」の、立派な構成要素のひとつである。

「堺打」は銅製品加工の一工程で、毛彫りを指す。正倉院文書には銅物製造工として火作工・真作工・砥磨工・堺打工・金泥工・魚子打工の名がみられる(『大日本古文书(編年)』一六卷二九二・二九三・三〇七頁)。一方、写経などの際に紙に界線(野線)を引く作業を「界(堺)」、料紙を叩いて光沢を出したり墨の乗りを良くしたりする工程を「打」と呼ぶ。あるいは93の「堺打」もこれらを指している可能性もあるが、この場合は「雲形」が紙よりは金属製品または木製品の形状を示す言葉としてふさわしいことから、銅製品の加工に関わるものと考えの方が穏当だろう。雲形の銅製品とは、正倉院宝物の雲花形の鍍金銅板のようなものか(『正倉院御物図録』第一三冊第四二図)。

95 釘や原料となる鉄に関わる(?) 木簡

(一八次、SK1979出土。宮二一九四〇)

や疑問。

一方、「目釘」という名称の釘としては、「蟹目釘」が正倉院文書や延喜大神宮式に見える。蟹目釘とは、釘の頭を蟹の目のように丸くした釘のこと。あるいは、現在「平」と読んでいる文字が「蟹」の下部の「虫」に相当し、上部の「解」が削られている可能性も考えられようか。

〔後カ〕

(表) □打合釘百

(裏) □斤二両

長さ(八一)mm・幅一五mm・厚き五mm ○二二型式

裏面の一文字目は上端やや左にわずかに墨痕が残るのみで、文字の上部が欠損している可能性が高い。したがって、上端は原形を留めておらず、本来はもつと長い木簡であったと考えられる。表面の「後打合釘」は他に見えず、これも一文字目の「後」が前から続く言葉の末尾であり、「……後、打合釘百」と区切って読むのであろう。

表裏の記載の関係については、表面の打合釘などの重さを裏面に記した、あるいは、表面の打合釘などを製造するために用いた鉄の重さを裏面に書きあげた、などの可能性が考えられる。

【木簡が見つかった遺構】

SD1900 (展示番号1、2、5)

一九六四年

平城宮朱雀門内側で検出した南北溝。元は平城宮造営以前の下の道西側溝(SD1900A)であったが、宮造営後は朱雀門から北に延びる幅約二三mの道路の西側溝(SD1900B)として再利用される。幅約二・八〜三・〇m、深さ約〇・六〜〇・八m。1は、朱雀門の北三五mの地点にある堰上流のくぼみ部分から出土した。

SD2700 (展示番号26、27、28、29、30、31、32、33、34、35)

一九六五年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基幹排水路。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

SK219 (展示番号48、49、50、51、52、53)

一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計三九点(うち削屑一六点))。

SK820 (展示番号62、63、64、65)

一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこ

の地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定された(一七八五点(うち削屑九五二点))。

SD3035 (展示番号74、75、76、77)

一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊亀・養老・神亀(七一七〜七二九年)の年号をもつものがまよまっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮二―二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

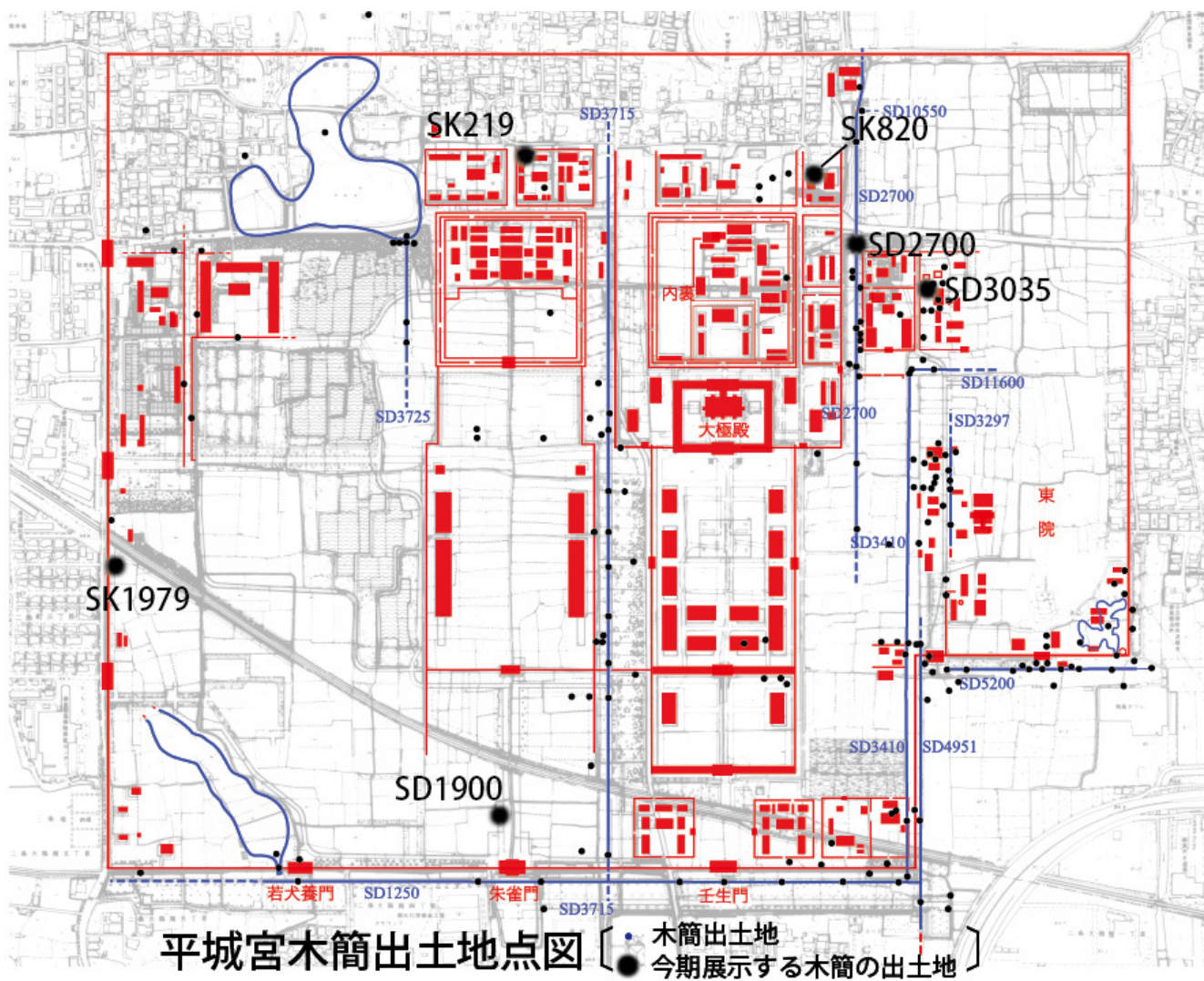
出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に指定された。

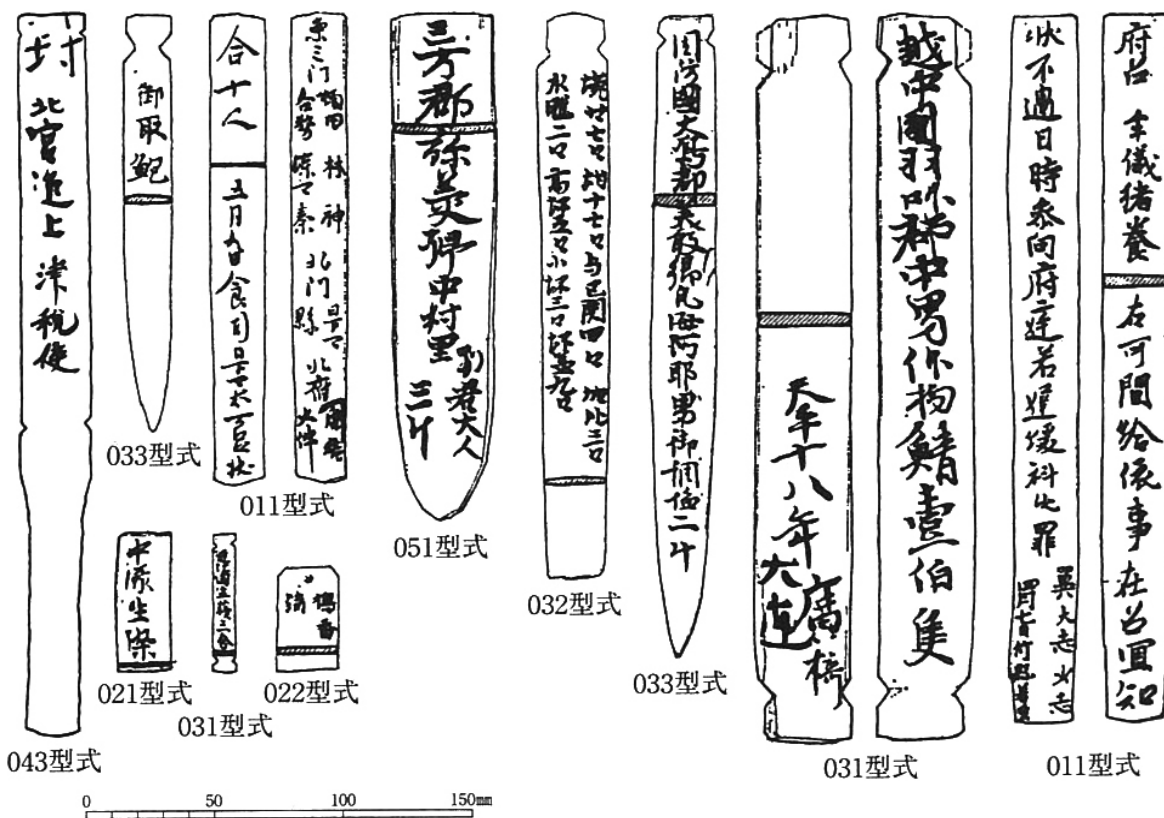
SK1979 (展示番号90、91、92、93、94、95)

一九六四年

平城宮内西辺付近、平城宮の西面中門・佐伯門と同南門・玉手門との間に位置する調査区で検出した円形土坑。数十本の杭を方形にめぐらした性格不明の遺構の内側に掘られていた。木簡は一九点(うち削屑七点)が出土した。内容は釘に関わる事柄に偏り、当該地に工房などが存した可能性を示唆する。

(奈良文化財研究所史料研究室)





【木簡の型式分類とその説明】

- 〇一型式 長方形の材のもの
- 〇一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 〇一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 〇二一型式 小型矩形のもの
- 〇二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 〇三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 〇三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 〇三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 〇四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 〇四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 〇五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 〇六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 〇八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 〇九一型式 削屑